

## 1. 水道事業の維持・向上に関する専門委員会について

現在、我が国の水道は97.8%の普及率に達し、水道は、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方、喫緊に解決しなければならない課題を抱えている。

人口減少社会の到来に伴って、水需要が減少しており、給水量の減少は直接料金収入の減少につながり、特に小規模な水道事業者において、財政状況の悪化が懸念されている。

また、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が進行し、例えば水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいない。耐震化についても、配水池及び浄水施設の耐震化率、基幹管路の耐震適合率とも、依然として低い。水道施設の更新・耐震化が適切に実施されていなければ、安全な水を安定的に供給できないだけでなく、大規模災害時等において、断水が長期化し、市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

こうしたハード面の課題に加え、水道事業に携わる職員数は、約30年前に比べ3割程度減少し、職員の高齢化も進み、技術の維持、継承が課題となっている。職員数の不足は、特に小規模な事業者で顕著である。

さらに、約5割の上水道事業者において給水原価が供給単価を上回っており、必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれがある。

このほか、指定給水装置工事事業者制度において、水道事業者による指定事業者の営業実態の把握や技術指導等が困難となっていたり、指定事業者の違反行為や苦情等、住民との間にトラブルが生じている。

将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道事業の基盤強化を図る必要があり、厚生労働省では、平成28年3月に厚生科学審議会生活環境水道部会の下に「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」を設置し、こうした課題の解決等に向けた対応策に係る専門的事項について、制度改正も念頭に置き、議論を進めているところである。当該専門委員会は、平成28年内にとりまとめを行う予定である。

**【専門委員会で議論中の主な課題と対応の方向性】** ※現時点のものであり、今後、変更があり得る。

### (1) 適切な資産管理の推進

水道施設の適正な管理のためには、水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的な情報を把握しておく必要があるが、水道法においては台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。

また、老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のためには、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕、加えて、長期的視野に立った計画的な施設の更新・耐震化が必要である。

このような状況を踏まえ、以下の方向で検討が進められている。

- ・他の社会資本（下水道、道路、河川等）と同様に、水道事業者には水道台帳の整備を行うことを義務付ける。
- ・水道事業者は、点検を含む施設の維持管理・修繕を行うことにより、水の安定供給を図るよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。
- ・水道事業者は、中長期的な更新需要や財政収支の見通しを把握するとともに、計画的に

施設を更新するよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。

- ・簡易水道事業を含む中小規模の水道事業者に対しては、広域連携が図られることを前提として、外部の人材を活用するなど、台帳整備、施設の点検、更新需要及び財政収支の見通しの試算等を実施できるよう支援を行う。

## （２）水道料金の適正化

水道料金の算定方法は総括原価方式となっているが、約５割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回り、水道料金の値上げを行った水道事業者も平成 22～26 年の年平均で約 4 %にとどまっている。十分な更新費用を総括原価に見込んでいない場合が多く、水需要の減少と老朽化の進行により、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれがある。

このような状況を踏まえ、以下の方向で検討が進められている。

- ・水道法の目的である「豊富低廉な水の供給」を前提としつつ、将来にわたり健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確化する。
- ・中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握に基づいた料金とするため、水道事業者がその見通しを把握した場合には、公表するよう努めなければならないことを法律上明記する。
- ・水道料金の算定方法をより明確化するとともに、認可権者から水道事業者に対し、持続可能な料金水準について定期的に議論するよう促す。

## （３）広域連携の推進

小規模な水道事業者では、単独で事業を維持するための職員体制や財源確保が困難な場合があり、経営面でのスケールメリットを創出する観点から、広域連携の一層の推進が重要である。

このような状況を踏まえ、以下の方向で検討が進められている。

- ・都道府県に広域連携の推進役としての責務を追加する。
- ・都道府県は、都道府県内の水道事業者を構成員として、広域連携を検討するための協議会を設置できることを法律上明記する。
- ・広域連携の推進、水道事業の基盤強化（施設基盤、財政基盤及び人的基盤等の強化）を図るための都道府県等による計画策定や財政支援の枠組みを水道法の体系に追加する。

## （４）官民連携の推進

「日本再興戦略 2016」や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」で水道事業におけるコンセッション方式の推進が求められているが、コンセッション方式により水道事業を運営する民間事業者（運営権者）が負う水道法上の責任範囲が実態と合っていないこと、運営権者が事業継続できなくなった場合に地方公共団体が最終的な水道事業の責任を持つ根拠がないこと等が、コンセッション方式が採用されない原因の一つではないかとの指摘がなされている。

このような状況を踏まえ、以下の方向で検討が進められている。

- ・運営権者と地方公共団体との権利・義務関係を明確化するとともに、水道事業の継続性の確保等の観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意しながら、法制的に必要な対応を行う。

- ・コンセッション方式を活用した民間事業者が将来の更新投資に備えることができるよう税制上の措置を講ずるとともに、民間事業者が水道事業の運営に関わることを前提とした水道料金の算定方法を明確にする。

#### **（５）指定給水装置工事事業者の更新制の導入**

従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、平成８年に全国一律の指定基準による現行制度を創設し、広く門戸が開かれたことにより事業者数が大幅に増加した。しかし、現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生している。

そこで、工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定の更新制（有効期間５年）を導入する方向で検討が進められている。